

令和6年第1回松野町議会定例会議事日程 第2号

令和6年3月19日(火) 午前9時30分開議

1 開 議 宣 告 (:)

2 議事日程の報告

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	議案 12	令和6年度松野町一般会計予算
3	議案 13	令和6年度松野町国民健康保険特別会計予算
4	議案 14	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
5	議案 15	令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
6	議案 16	令和6年度松野町介護保険特別会計予算
7	議案 17	令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
8	議案 18	令和6年度松野町簡易水道事業会計予算
9	議案 31	松野町介護保険条例の一部改正について
10	発議 1	松野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
11	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
12	—	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

3 閉 議 (:)

4 閉 会 (:)

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副町長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷口 健 二
教育長	三好 秀 二	町民課長	芝 吉 彦
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美 樹
防災安全課長	中井 和 彦	教育課長	森本 秀 行
ふるさと創生課長	井上 靖	代表監査委員	榎本 孝 幸
農林振興課長	小西 亨		

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年3月14日

松野町議会
議長 加藤 康幸 様

総務常任委員会
委員長 山石 恭助

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	事 件 名	審 査 結 果
議案第12号	令和6年度松野町一般会計予算	原案可決とすべきもの
議案第13号	令和6年度松野町国民健康保険特別会計予算	原案可決とすべきもの
議案第14号	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別 会計予算	原案可決とすべきもの
議案第15号	令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別 会計予算	原案可決とすべきもの
議案第16号	令和6年度松野町介護保険特別会計予算	原案可決とすべきもの
議案第17号	令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別 会計予算	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

<主な質疑項目>

事件名／議案第12号 令和6年度松野町一般会計予算

(担当課名／総務課)

- ・町長選挙について
- ・定年延長における人員確保について
- ・職員の適材配置について
- ・義務的経費増大における人事管理について
- ・会計年度任用職員を含めた適正化計画について
- ・ガバメントクラウドについて
- ・町政の基本方針について

(担当課名／ふるさと創生課)

- ・ふるさと納税の今後の見通しについて
- ・高校生通学補助金について
- ・マツノイズム高校プロジェクト事業の今後の計画について
- ・出産祝い金の増額について
- ・まちなか交流拠点施設整備事業の実施設計委託業務について
- ・空き家の耐震診断について

(担当課名／出納室)

- ・質問なし

(担当課名／保健福祉課)

- ・新型コロナウイルスの補助について
- ・高齢者緊急通報システムについて
- ・勤務医の働き方改革の対応について
- ・特定健康診査の受診率について

(担当課名／防災安全課)

- ・消防団員確保に向けた機能別消防団員制度の導入について
- ・防犯カメラ付き街路灯の設置について
- ・未利用井戸の調査と活用方法の検討について
- ・消火栓の補助の内容と更新状況について
- ・災害時の孤立地域への情報伝達手段及び救助の対応について
- ・消防ホースの乾燥柱について
- ・携帯電話の不感地域について
- ・防災士について

(担当課名／教育課)

- ・姉妹都市協定締結学校との交流事業の検討について
- ・中学校部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について
- ・中央公民館組織及び事業等の再検討について
- ・中学校卒業新生活応援金について
- ・スポーツ交流センターの非常電源用発電機取替工事について
- ・人権・同和教育の推進（町職員・教職員の研修充実）について
- ・スポーツ交流大会の開催について
- ・芝不器男記念館の在り方について

(担当課名／町民課・吉野生支所)

- ・隣保館活動について
- ・松野版シルバー人材センターの検討について
- ・吉野生交流促進センターの工事請負費の内容について

事件名／議案第13号 令和6年度松野町国民健康保険特別会計予算

(担当課名／町民課)

- ・質問なし

事件名／議案第14号 令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算

(担当課名／中央診療所)

- ・質問なし

事件名／議案第15号 令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

(担当課名／町民課)

- ・貸付金償還業務の見通しについて

事件名／議案第16号 令和6年度松野町介護保険特別会計予算

(担当課名／保健福祉課)

- ・質問なし

事件名／議案第17号 令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

(担当課名／町民課)

- ・質問なし

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年3月14日

松野町議会
議長 加藤 康 幸 様

産業常任委員会
委員長 安西 博文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	事 件 名	審 査 結 果
議案第12号	令和6年度松野町一般会計予算	原案可決とすべきもの
議案第18号	令和6年度松野町簡易水道事業会計予算	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

<主な質疑項目>

事件名／議案第12号 令和6年度松野町一般会計予算

(担当課名／農林振興課・農業委員会)

- ・サルの追い払いについて
- ・キウイ花粉事業の実施状況と今後の予定について
- ・農業排水（濁水）の具体的な対策について
- ・農地法の改正に伴う農地の貸借について
- ・森林環境譲与税の予算措置について
- ・認定農業者の認定資格について
- ・鳥獣被害対策（電気柵）について
- ・日本型直接支払制度の方向性について

(担当課名／ふるさと創生課)

- ・DMOの呼び方について
- ・予土線存続のための方向性について
- ・JR松丸駅のピアノの活用と予算措置について
- ・観光費のうち修繕料の予算内容について
- ・DMOの設立支援事業について
- ・中小企業振興資金について
- ・万年荘整備事業について
- ・空き家バンクについて
- ・人を呼べる観光事業について

(担当課名／建設環境課)

- ・廃棄物の適正処理について
- ・空き家の除去の補助について
- ・国道381号線の改良工事の見通しについて

事件名／議案第18号 令和6年度松野町簡易水道事業会計予算

(担当課名／建設環境課)

- ・質問なし

議案第31号

松野町介護保険条例の一部改正について

松野町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月19日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行うもの。

松野町介護保険条例の一部を改正する条例

松野町介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,200円」を「33,900円」に改め、同項第2号中「55,800円」を「50,900円」に改め、同項第3号中「55,800円」を「51,300円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 141,200円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 156,100円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 170,900円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 178,400円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,200円」に、「37,200円」を「36,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,200円」に、「52,100円」を「50,900円」に改める。

第5条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

第12条第2項中「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松野町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

発議第1号

令和6年3月19日

松野町議会議長 加藤 康幸 様

提出者	松野町議会議員	山石 恭助
賛成者	松野町議会議員	森岡 健治
〃	同 上	赤松 紀幸
〃	同 上	安西 博文
〃	同 上	山田 寛二
〃	同 上	山崎 匡

松野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

松野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、松野町議会議員（以下「議員」という。）が松野町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における松野町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年3月15日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会運営委員長 赤松 紀幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関すること

期 間 次期議会まで

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年3月15日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会改革特別委員会委員長 山田 寛二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

事 件 議会改革に関すること

期 間 次期議会まで